

報告第7号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月26日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和4年5月25日（水）午前7時40分頃、北本市立東中学校校庭において野球部が打撃練習をしていたところ、打球が防球ネットを越え、市道118号線を走行中の相手方車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額

159,390円

令和4年7月12日

北本市長 三 宮 幸 雄